

# とくしま在宅育児応援クーポン 利用の手引き

## 【板野町】



※板野町では、原則償還払いによる  
サービス利用をお願いしております。  
クーポンの表面に提供者一覧のページへの  
QR コードがあります。

## 1 「とくしま在宅育児応援クーポン」とは

「家で赤ちゃんを2人っきりでいると、社会から切り離されてしまった気がして不安になる」

「家で子育てしていると、24時間体も気持ちも休まることがなく、正直、昼寝やリフレッシュがしたい。一時でも預かってもらったり、家事を助けてもらったり、おでかけしたりしたいが、身近に頼れる人がおらず、費用負担も大きい」

家で子育てしているお母さん（お父さん）から寄せられるこうした声に応えるために、板野町では、在宅で育児をしている保護者を対象に、地域の様々な子育て支援サービスの利用料の支払に使える「とくしま在宅育児応援クーポン」を交付しています。

### 【対象サービス】

| 類型      | 子育て支援サービス                                            | サービス提供者                |
|---------|------------------------------------------------------|------------------------|
| 保育・育児支援 | 一時預かり事業                                              | 保育所等                   |
|         | 病児病後児保育事業                                            | 病児病後児保育実施施設            |
|         | ファミリー・サポート・センター事業                                    | ファミリー・サポート・センター事業提供会員  |
| 保健・医療   | 任意予防接種<br>（インフルエンザ・おたふくかぜ）                           | 医療機関                   |
|         | フッ化物塗布<br>（保険診療により実施された場合を除く）<br>※保険診療と同一日に実施はできません。 | 歯科医療機関                 |
| その他     | 県内社会教育施設等の利用料                                        | あすたむらんど徳島              |
|         |                                                      | 大塚国際美術館                |
|         | 親子教室                                                 | Baby Kumon（板野教室・板野西教室） |
|         | 子育てタクシー                                              | 羅漢タクシー                 |
|         |                                                      | 板野タクシー                 |
|         | 家事代行サービス                                             | うちのおてつだいさん             |
|         |                                                      | 早雲 愛                   |
|         | 各種教室・体験イベント等                                         | 子育て支援創造スペース<br>ミレア徳島   |
|         |                                                      | cotocoto               |

その他使用できるサービスについては随時板野町役場ホームページにて更新していきます。

## 2 「とくしま在宅育児応援クーポン」の申請方法

### (1) 支給対象児童

板野町内に居住する令和5年3月31日までに出生された2歳までの児童

#### 【交付要件】

- ・ 児童のいる世帯の年収が約640万円未満  
(市町村民税所得割合算額16万9千円未満の世帯)
- ・ 児童が保育施設等を週4日以上利用していないこと  
(認可・認可外問わず保育施設に預けている場合は交付対象外)
- ・ 「幼児教育・保育の無償化」制度の認定を受けていないこと

### (2) 交付額

出生時、1歳・2歳の誕生日ごとに1万5千円(500円券×30枚)

### (3) 必要書類

- ① とくしま在宅育児応援クーポン交付申請書
- ② 認印
- ③ 保育所等を利用中でない旨の誓約書
- ④ 課税証明書(※)

※クーポンの対象となる児童の出生または誕生日の属する年の  
1月1日の時点で板野町の住民でない場合のみ必要。

### (4) 窓口

板野町役場 住民課

電話：088-672-5984

受付時間 月曜日～金曜日

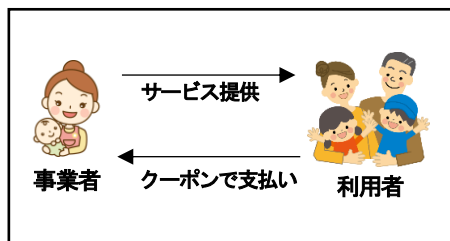
8:30～17:15

### (5) 交付方法

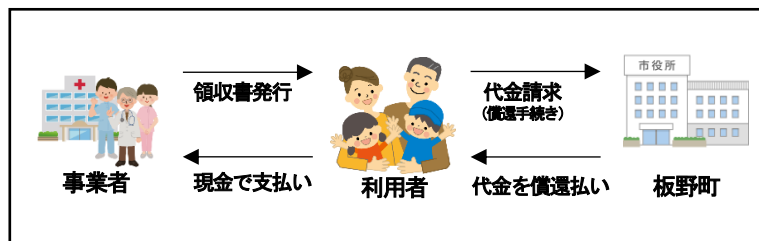
審査の後、10日までに御申請をいただいた場合は翌月中、  
10日を過ぎた場合は翌々月中に簡易書留にて送付いたします。

### 3 「とくしま在宅育児応援クーポン」の仕組み

#### 現物（クーポン）払いの場合



#### 償還払いの場合（医療機関など）



■クーポンは、板野町に登録したサービス提供事業者に対して使用できます。サービスによっては予約等が必要ですので、事前に事業者にお問い合わせをしてください。

■クーポンは、登録事業者への支払い時に、現金の代わりに利用できますが、医療機関等の一部の事業者の支払いには利用できません。  
代金を現金で支払っていただき、後日償還手続きが必要です。  
詳しくは本手引きの「償還払い」の項目をご覧ください。

■クーポンは冊子のまま利用してください。切り離し無効です。

■クーポンではつり銭はできませんので、差額は現金でお支払いください。

■クーポンは現金との引換、貸与、交換、売買はできません。  
不正行為を行った場合、法律で罰せられる場合があります。

■交付対象のお子さん及び保護者（父母又は養父母）のみ使用できます。  
兄弟や付き添いの祖父母などの料金には使えませんのでご注意ください。



#### ☆板野町外に引っ越した時は？☆

板野町外への引っ越し後は、有効期間内でもクーポンは利用できません。  
ただし、引っ越し先の市町村で「とくしま在宅子育て応援クーポン事業」を実施している場合は、残券を新しいクーポンに交換できます。  
詳しくは引っ越し先の市町村の窓口にお問い合わせください。

## 4 「とくしま在宅育児応援クーポン」の利用の流れ

### (1) 現物（クーポン）払いの場合

#### Step1 利用するサービスを選ぶ

板野町発行のチラシやホームページから、利用したいサービスを選んでください。  
クーポンを発行した板野町に登録していない事業者では、  
クーポンを利用することができませんので、必ず利用前に確認してください。

#### Step2 サービス内容を登録事業者を確認して利用

サービスの利用前に、必ず内容・利用方法・料金などを確認してください。  
クーポンは支払金額よりも額面が少ない場合のみ使えます。  
500円未満の端数の支払いには使用できませんので、ご注意ください。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>例1：1,000円の料金をクーポンで支払い</b></p>  <p>クーポン2枚で支払い</p> <p>クーポン2枚（1,000円分）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p><b>例2：480円の料金をクーポンで支払い</b></p>  <p>料金が<b>500円未満</b>のため、<br/>クーポンは使用できません。</p> |
| <p><b>例3：1,200円の料金をクーポンで支払い</b></p> <div data-bbox="223 1344 925 1568"><p>クーポン2枚（1,000円分）</p><p>+</p><p>現金 200円</p></div> <p>クーポン2枚（1,000円分）と<br/>現金 200円で支払い</p> <hr/> <div data-bbox="223 1590 1292 1859"><p>利用料金を超える額のクーポンは使用できません。<br/><b>端数は必ず現金</b>でお支払いください。</p><p>クーポン3枚（1,500円分）</p></div> |                                                                                                                                                                     |

### Step3 本人確認書類（母子手帳）の提示

クーポンでの支払いには、本人確認が必要となります。  
原則として、母子手帳で交付対象のお子さんであるかを確認するので、  
サービス利用時には母子手帳等を持参してください。

※ 母子手帳等で本人確認ができない場合は、  
クーポンの利用ができない場合がありますので、  
あらかじめご了承ください。

2019年度発行

とくしま在宅育児  
応援クーポン

0歳児用

交付対象のお子さんの住所

有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

交付対象のお子さんの氏名

※表紙、裏表紙のクーポン利用の手引き及び使用上の注意事項をご確認ください。



※事業者は母子手帳のお名前と  
表紙の「氏名」欄を確認します

### Step4 クーポンでの支払い

クーポンは冊子ごと事業者にお渡しください。  
事業者の側で確認の上、必要枚数だけ切り離します。



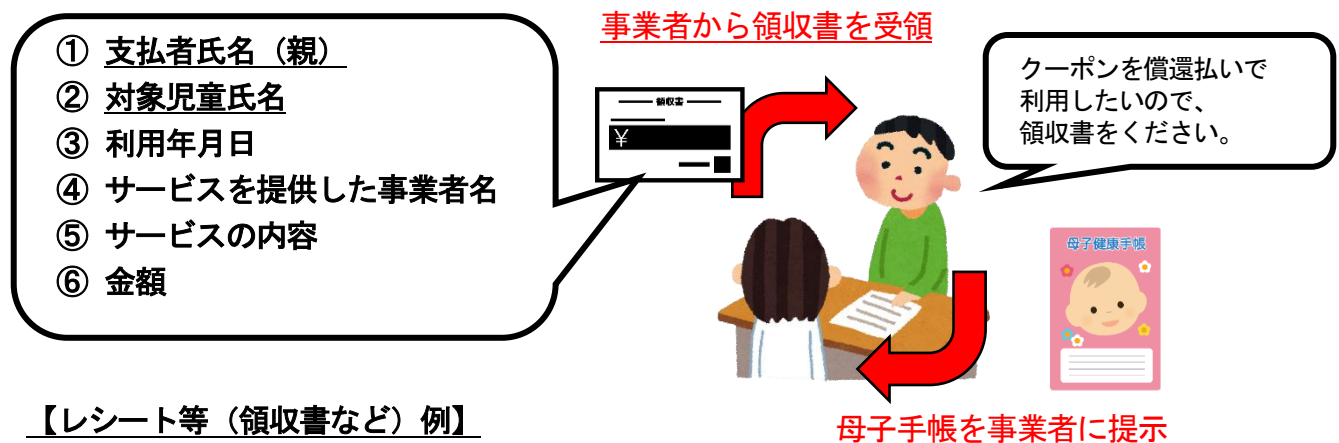
## (2) 償還払いの場合

### Step1 サービスの提供を受ける

板野町が償還払い対象として定めるサービスを受けた場合は、  
いったん料金を現金でお支払いください。

その際、必ず「クーポンを《償還払い》で利用したい」と申し出ていただき、  
クーポン対象児童の氏名が記載された母子手帳を提示した上で、

①～⑥の必要事項が記入された領収書を受け取ってください。



### 【レシート等（領収書など）例】

| 領 収 証                                        |                                        |
|----------------------------------------------|----------------------------------------|
| ① 支払者氏名 (親)<br>徳島 太郎 様<br>(徳島 次郎 様)          | ③ 利用年月<br>令和●●年●月●日                    |
| ② 対象児童氏名                                     | ⑥ 金額 (額面 500 円以上であることが必要)<br>¥ ●●, ●●● |
| ⑤ サービスの内容<br>但 ●●博物館入館料 として<br>上記正に領収いたしました。 |                                        |
| ④ サービスを提供した事業者名<br>●●博物館<br>館長 ●● ●●         | 領収印                                    |

①～⑥の記載がないときは、  
事業者に追記をお願い  
してください。(手書き可)

※額面が500円未満の領収書は償還払い請求の対象になりませんので、ご注意ください。

## ※ ※ 医療機関で任意予防接種・フッ化物塗布を受ける場合 ※ ※

医療機関における**任意予防接種**と**フッ化物塗布**については、  
受付で申し出る必要はなく、**母子手帳の提示も必要ありません**。  
また、①支払者氏名（親）以外の必要事項が記載されていれば、  
受付で交付される**通常の領収書**で償還払いを受けられます。

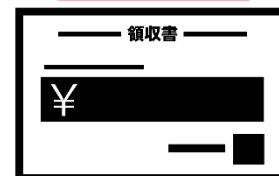
（※インフルエンザ等の任意予防接種は医師と相談していただき、  
リスク等をよく理解したうえで、自己責任により接種してください。）



### Step2 板野町役場での手続き

役場でお渡しする「**「とくしま在宅育児応援クーポン」請求書**」に  
必要事項を記入のうえで、料金の償還払い請求を行います。  
役場で申請する際には、以下の書類等をご持参ください。

- ・事業者の発行した領収書（原本）
- ・とくしま在宅育児応援クーポン
- ・母子手帳
- ・認印
- ・通帳もしくはキャッシュカード



### Step3 サービス利用料金の償還

町は請求書の内容を確認のうえ、  
代金相当額を償還払いします。  
手続きいただいた日のおよそ1か月後に、指定口座に振り込まれます。

※提出いただいた領収書の原本は  
返却できませんのでご注意ください。

#### 【注意事項】

償還払い請求は、サービス利用後速やかに手続きをしてください。  
利用日から6か月以上経過すると、償還払い請求はできません。

## 5 とくしま在宅育児応援クーポン タクシー利用券について

**お子様と母または父、その両方**が一緒にタクシーを利用した際に、クーポン事業を活用する場合に事業者に見せていただき、押印または署名をもらい、後日役場へ請求していただくものです。

子育てタクシーの利用は償還払いとなっております。ご了承ください。

### タクシー利用券の使い方

#### Step1 サービスの提供を受ける

利用したタクシーの運転手に**タクシー利用券**と**健康保険証等**を提示する。

タクシー利用券に書かれている名前と健康保険証の名前を確認するために、一緒に提示をお願いします。タクシーの運転手に押印または署名をもらい、後日に板野町役場住民課へ請求します。

The diagram shows a form titled "とくしま在宅育児応援クーポン タクシー利用券" (Takushima Home Childcare Support Coupon Taxi Voucher). It includes a section for the user's name (対象者) and a date field (年 月 日). Below the name field, it states: "対象者に表記している母または父と子どもが一緒にタクシーを利用する際に一枚提示してください" (When the parent or guardian and child use the taxi together, please present this coupon). There is also a section for the driver's stamp or signature (押印又は署名をお願いします).



#### Step2 板野町役場での手続き

板野町役場住民課への請求に必要なもの

- ・請求書
- ・印鑑
- ・タクシー利用券
- ・タクシーを利用した金額が分かるもの
- ・とくしま在宅育児応援クーポン
- ・通帳もしくはキャッシュカード

※提出いただきました金額が分かる書類につきましては返却ができませんのでご了承ください。



## 6 大塚国際美術館の入館料のサービス利用方法について

大塚国際美術館の入館料のサービス利用方法は**償還払い**になっています。一旦自己負担していただいて、後日板野町役場住民課窓口で請求の手続きをお願いします。

### ※券売機での購入はサービスの対象外となりますのでご注意ください

とくしま在宅育児応援クーポンの利用の方法

#### 1. 大塚国際美術館窓口で当日券を購入された場合

大塚国際美術館窓口で**領収書の発行**をお願いします。

領収書の発行をする際には、対象となる保護者と子どもの名前が分かる健康保険証等を提示していただきますようお願いいたします。

#### 2. コンビニ等で前売券を購入された場合

購入されたコンビニ等のレジなどで申し出ていただき**領収書の発行**をお願いします。  
レシートは不可となりますので必ず**領収書の発行**をお願いします。

#### 3. オンラインチケットを購入された場合

購入されたサイトにて、**領収書の発行**をお願いします。

チケットの購入をされる際に領収書の発行ができます。発行した領収書を印刷して、板野町役場窓口へ提出していただきますようお願いいたします。

発行された領収書に、一緒にサービスを利用された保護者と子どもの名前が無かった場合は自筆で構いませんので加筆をお願いします。

板野町役場住民課窓口での請求に必要なもの

- ・ 請求書
- ・ とくしま在宅育児応援クーポン
- ・ 大塚国際美術館の入館料の領収書
- ・ 申請者の振込先の通帳
- ・ 印鑑

※提出いただきました領収書については返却ができませんのでご注意ください

※とくしま在宅育児応援クーポンを用いて、大塚国際美術館を利用する際には券売機で当日券の購入はしないでください。

そのほか、大塚国際美術館についての詳しい情報は大塚国際美術館のホームページをご覧ください。

## 7 こんなときは？（とくしま在宅育児応援クーポンQ & A）

Q

ミルクやおむつの購入に使えますか？

A. 物品購入には使えませんので、ご了承ください。



Q

クーポンの券面に500円と記載されていますが、500円未満の支払いにも使えますか？

A. クーポンの額面未満の端数のお支払には利用できません。端数は現金でお支払いください。

Q

家族の誰でもが使えますか？

A. クーポンの表紙に名前を記載されているお子さんと、その父母（または養父母）のみが利用できます。予防接種に関しては対象のお子さんのみとなります。

Q

一時的に子どもを祖父母に預かってもらっていますが、祖父母宅の家事援助をクーポンで利用できますか？

A. クーポンの利用対象は父母（または養父母）のみですので、父母（または養父母）の家庭以外の家事援助には利用できません。

Q

上の子の用事で、下の子を預けます。下の子のクーポンは残り少ないので、上の子のクーポンを使ってもいいですか？

A. クーポンは、表紙に記名されているお子様のみ利用できます。兄弟姉妹のクーポンは利用できません。

Q

県外の病院で予防接種を受けたのですが、クーポンは使えますか？

A. 県外の医療機関におけるサービスも、償還払いの対象になります。市町村によって利用できる予防接種が異なる場合がありますので、板野町役場のクーポン窓口へお問い合わせください。

板野町役場 住民課  
電話：088-672-5984  
受付時間 月～金曜日  
8：30～17：15